第67　純資産変動計算書の様式

純資産変動計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

純　資　産　変　動　計　算　書

（○○年４月１日～○○年３月31日）

	Ⅰ　資本金			Ⅱ　資本剰余金								Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）					Ⅳ　評価・換算差額等			純資産合計	
				※公立大学法人以外の地方独立行政法人においては、その他行政コスト累計額を含む。																	
	設立団体出資金	その他地方公共団体出資金	資本金合計	資本剰余金	減価償却相当累計額（一）	減損相当累計額（一）	有価証券損益相当累計額（ニ）	有価証券損益相当累計額（その他）（±）	利息費用相当累計額（一）	承継資産に係る費用相当累計額（一）	除売却差額相当累計額（一）	資本剰余金合計	前中期目標期間繰越積立金	（何）積立金	積立金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益（又は当期総損失）	利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	その他有価証券評価差額金	・・・	評価・換算差額等合計
当期首残高																					
当期変動額																					
Ⅰ　資本金の当期変動額																					
出資金の受入																					
出資等に係る不要財産の出資等団体への納付による減資																					
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額																					
固定資産の取得																					
固定資産の除売却																					
減価償却																					
固定資産の減損																					
時の経過による資産除去債務の増加																					
資産除去債務の履行に伴う取り崩し																					
承継資産の使用等																					
出資等に係る不要財産の出資等団体への納付																					
有価証券に係る確定損益																					
有価証券に係る評価損益																					
・・・																					
その他の資本剰余金の当期変動額（純額）																					
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額																					
（１）　利益の処分又は損失の処理																					
前中期目標期間からの繰越し																					
利益処分による積立																					
利益処分（又は損失処理）による取り崩し																					
設立団体等納付金の納付																					
・・・																					
（２）　その他																					
当期純利益（又は当期純損失）																					
前中期目標期間繰越積立金取崩額																					
目的積立金取崩額																					
・・・																					
その他の利益剰余金の当期変動額（純額）																					
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）																					
当期変動額合計																					
当期末残高																					

［第68～第76　略］

第11節　附属明細書及び注記

第77　附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表、行政コスト計算書（公立大学法人を除く。）及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注51）

⑴　固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第87　特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第92　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

［⑵～⑵4　略］

［＜注51＞　略］

第78　注記

［１　略］

２　重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。ただし、公立大学法人において、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記及び科学研究費助成事業等に関する注記については、損益計算書の次に記載するものとする。（注53）（注54）（注55）（注56）（注57）（注58）（注59）（注60）（注61）

［＜注52＞～＜注56＞　略］

第67　純資産変動計算書の様式

純資産変動計算書の標準的な様式は、次のとおりとする。

純　資　産　変　動　計　算　書

（○○年４月１日～○○年３月31日）

	Ⅰ　資本金		Ⅱ　資本剰余金									Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）						Ⅳ　評価・換算差額等			純資産合計
	政府出資金	資本金合計	資本剰余金	減価償却相当累計額（一）	減損損失相当累計額（一）	有価証券損益相当累計額（純定）（±）	有価証券損益相当累計額（その他）（±）	利息費用相当累計額（一）	除売却差額相当累計額（一）	民間出えん金	資本剰余金合計	前中期目標期間繰越積立金	（何）積立金	積立金	当期未処分利益（又は当期未処理損失）	うち当期総利益（又は当期総損失）	利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	その他有価証券評価差額金	・・・	評価・換算差額等合計	
当期首残高																					
当期変動額																					
Ⅰ　資本金の当期変動額																					
出資金の受入																					
土地の譲渡に伴う大学改革支援・学位授与機構への納付による減資																					
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額																					
固定資産の取得																					
固定資産の除売却																					
減価償却																					
固定資産の減損																					
時の経過による資産除去債務の増加																					
資産除去債務の履行に伴う取り崩し																					
土地の譲渡に伴う大学改革支援・学位授与機構への納付等																					
有価証券に係る確定損益																					
有価証券に係る評価損益																					
出えん金の受入																					
・・・																					
その他の資本剰余金の当期変動額（純額）																					
Ⅲ　利益剰余金（又は繰越欠損金）の当期変動額																					
（１）　利益の処分又は損失の処理																					
前中期目標期間からの繰越し																					
利益処分による積立																					
利益処分（又は損失処理）による取り崩し																					
国庫納付金の納付																					
・・・																					
（２）　その他																					
当期純利益（又は当期純損失）																					
前中期目標期間繰越積立金取崩額																					
目的積立金取崩額																					
・・・																					
その他の利益剰余金の当期変動額（純額）																					
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）																					
当期変動額合計																					
当期末残高																					

［第68～第76　同左］

第11節　附属明細書及び注記

第77　附属明細書

地方独立行政法人は、貸借対照表、行政コスト計算書（公立大学法人を除く。）及び損益計算書等の内容を補足するため、次の事項を明らかにした附属明細書を作成しなければならない。（注51）

⑴　固定資産の取得及び処分、減価償却費（「第87　特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当額も含む。）並びに減損損失の明細

［⑵～⑵4　同左］

［＜注51＞　同左］

第78　注記

［１　同左］

２　重要な会計方針に係る注記事項は、まとめて記載するものとする。その他の注記事項についても、重要な会計方針の注記の次に記載することができる。ただし、公立大学法人において、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記及び科学研究費助成事業等に関する注記については、損益計算書の次に記載するものとする。（注53）（注54）（注55）（注56）（注57）（注58）（注59）（注60）

［＜注52＞～＜注56＞　同左］